

八丈町奨学資金のご案内 (大学等在学学生も給付型奨学金の対象になります)

学校教育法に規定する大学・短期大学・専修学校・医療系技術学校（※）へ進学し
(在学学生も含む)、奨学資金を給付又は貸与を希望している方へ

八丈町奨学資金制度は、優れた学生で奨学金の給付又は貸与を行うことにより、八丈町に有用な人材の育成に資するとともに、定住化を図ることを目的としています。奨学生を希望する方は、定められた奨学生推薦基準等により選考の上、奨学生に採用されます。

※ 看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士の養成学校

1. 資格

(1) 申請者の保護者が3ヶ月以前から引き続き町内に住所を有し、納税の義務を履行していること。

(2) 同種の奨学資金を他から借り受けていないこと。

(3) 給付は下記の条件を満たすこと。(所得制限なし。)

① 大学、短期大学、専修学校

卒業後、島内において3年間就労すること。ただし、島外で1年以内、島内で2年間の猶予期間を設ける。

※大学院入学、外国留学、技能又は能力の向上等の理由により認められた場合、島外での猶予期間を5年以内とすることができる。

② 医療系技術学校

免許取得後(3年間の資格取得猶予期間を設ける。)、町立八丈病院、島内の医療機関、において3年間就労すること。

※同 上

(4) 貸付けを受けようとする者は、経済的事由により就学が困難な者であること。(世帯の所得が独立行政法人日本学生支援機構で定める第一種奨学金の所得以内)

2. 奨学金の月額

区分	奨学生の種類	月額
大学	国立及び公立の大学の学生	38,000 円
	私立の大学の学生	47,000 円
	国立及び公立の短期大学生の学生	38,000 円
	私立の短期大学の学生	47,000 円
専修学校	国立及び公立の専修学校の学生	38,000 円
	私立の専修学校の学生	47,000 円
医療系技術学校	国立及び公立の医療系技術学校の学生	38,000 円
	私立の医療系技術学校の学生	47,000 円

3. 申込みの手続き

- (1) 八丈町奨学資金申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。
- (2) 所得については、世帯内の納税義務者全員の続柄・氏名を記入し、前年度所得について八丈町の証明を受けてください。
- (3) 八丈町奨学資金申込書は、必ず連帯保証人と連署のうえ提出してください。

4. 選考

- (1) 申込書や添付書類の資料から書類審査を行うほか、面接を行い、選考委員会に出願者の人物・健康・学力素質・修学困難な程度などについて諮り、適格度の高い人から決定します。
- (2) 面接の日時等は、八丈町の指示に従ってください。

5. 採否決定の時期と通知

- (1) 申込書受理日の翌月中旬ごろ。
- (2) 奨学生として決定した方には、「奨学生決定通知書」を交付します。

6. 奨学生の心得

奨学生は、奨学生としての資質の向上に努める必要があります。したがって、学業成績が不振になったり、学校内外の規律を乱したり、その他性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の交付を打切られます。

7. その他

- (1) 本人及び本人と生計を一つにする家族に、障がい者・長期療養者がいる場合は、選考の際考慮することがありますので申し出てください。

ア。「障がい者」とは、原爆被爆者、身体障害者、公害疾病者、心身喪失者、心身薄弱者、長期就床者に限ります。

イ。「長期療養者」とは、出願時現在において、6ヶ月以上にわたる長期療養中の人又は療養を必要と認められている人に限ります。

- (2) 他の奨学金と重複して受けられませんので、速やかにどちらかの奨学金を辞退してください。

(3) 収入限度額 (単位万円)

区 分		収入・所得の制限額 (4人世帯)	
		給 与 収 入	給与以外の所得
大学	国・公立	805万円程度	373万円程度
	私 立	854万円程度	422万円程度
短大	国・公立	790万円程度	358万円程度
	私 立	837万円程度	405万円程度
専修 学校	国・公立	753万円程度	329万円程度
	私 立	821万円程度	389万円程度

(注)

- 「給与収入」は、年間総収入金額 (源泉徴収票等の支払い金額です。)
- 「給与以外の所得」は、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
- この収入限度額は一応の目安です。家族構成・通学状況・その他特別の事情等が考慮されますので、八丈町教育委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先

八丈町教育課庶務係 (役場本庁舎2階)
電 話 04996-2-7071
ファックス 04996-2-4437
担 当 菊池・仲村